

第三次行財政改革基本方針・行財政改革プランで取り組む32施策、110基本事業一覧(続き)

施策名	基本事業名
活力ある学校づくり	心と体の健康づくり▼基礎学力の向上▼特殊教育(特別支援教育)の充実▼指導力の向上▼教育環境の充実▼市民の教育参加▼保護者の負担軽減▼義務教育学校の経営支援
民間福祉サービス提供者の自立誘導	民間福祉活動団体の育成▼地域の相談機能の強化
高齢者福祉の推進	ひとり暮らし高齢者の安全確保▼家族介護への支援▼介護サービスの質の向上▼自立生活の支援▼交流の場確保▼就労の支援
障害者福祉の推進	日中活動の支援▼日常生活への支援▼障害児への療育支援▼経済的支援の充実
保健医療の推進とスポーツの振興	健康に関する知識の普及・啓発▼国民健康保険制度の安定▼老人医療保健制度の安定▼健康の保持推進▼保健医療施設の整備▼スポーツの場の充実▼総合型地域スポーツクラブの育成
低所得者への経済的自立支援	生活困窮者が自立を継続できる生活支援▼生活保護対象者の生活の安定と就労自立支援▼低所得者に対する経済的支援
地域産業の振興	生業としての農業環境の維持▼地域資源の発掘、有効活用▼商業環境づくりへの支援▼地域の魅力の発信、継続▼市民農園、体験型農園▼勤労市民共済会
地域課題の解決に結びつく生涯学習の推進	学習成果の地域社会への還元▼学習・交流の機会や情報の提供▼家庭や地域教育力の向上▼個人学習活動の推進
文化活動の推進	文化財の公開・活用▼文化財の調査と保護・保存▼郷土芸能の保存と育成
都市基盤の安全性、快適性の確保	都市計画道路の整備▼生活道路の整備▼生活基盤の整備▼良好な住環境形成への誘導▼計画的な土地利用の誘導
公共下水道の整備	雨水の適正処理▼汚水の適正処理
交通環境の向上	交通障害の除去▼交通拠点の整備▼公共交通の調整
交通安全の推進	交通安全施設の整備▼交通安全意識の醸成
防犯対策の充実	防犯組織の連携・促進▼犯罪が起これにくい環境の整備
災害対策の充実	防災資機材の整備▼災害時対応の啓発、周知、普及▼円滑に应急活動ができる体制づくり
消防力の強化	消防体制の充実▼市民意識の高揚
廃棄物の発生抑制とリサイクル等の推進	資源の回収・再生利用・再利用の推進・適正処理の推進▼一部事務組合との連携▼適正処理のための条件整備
自立した消費生活への支援	消費者保護の充実▼消費者教育の推進
人材の育成と活用	能力・職責に見合った研修の実施▼人事給与制度の充実▼職務環境の整備
計画行政の推進	市政情報の市民との共有▼市民視点での計画の策定▼計画的確な推進
健全な行財政運営	自主財源の増加▼歳出の抑制▼市財産の適正管理▼内部事務の適正処理▼市民サービスの向上▼庁内の行政情報共有化

施策とは、市の目指すまちづくりを達成するための課題です。基本事業とは、その課題解決のためのアクションです。

行財政改革の具体的な事項

方針に取り組む行財政改革の具体的な事項は、その改革内容・計画年度・実施所管を明らかにし、本方針に包含している行財政改革プランに示します。そして、このプランは、東久留米市第3次長期総合計画の後期実施計画と整合を図り、一体的に進めるものとします。

行財政改革プランとは

第三次行財政改革基本方針に基づき、市の行財政構造を効果的・効率的な構造へと改革・改善を進める実施計画です。

プラン推進の基本姿勢

プランの推進に当たっては次の姿勢で臨みます。

第三次行財政改革基本方針の目的である自主・自立した自治体経営の確立と安定した財政基盤を確立するため

市民との協働を活(い)かした市民の視点に立った成果と効率を重視する行財政運営を推進する

職員一人ひとりが、市の経営が市税で賄われていることを念頭に、市民全体への奉



3つの計画が一体となって市政運営に努めます

仕者という自覚を持って不断に行財政改革に取り組むプランを推進していく

行財政改革プランの内容

このプランは、項目別計画

と施策・基本事業別計画で構成しています。以下、項目別に計画の一部を紹介します。

「市行政の担うべき役割の重点化」として「民間活力の活用・外部委託(アウトソーシング)▼指定管理者制度の活用▼市民協働の推進など

行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織として

組織・機構の見直し▼定員管理の適正化▼給与の適正化▼人材育成の推進▼公正の確保と透明性の向上▼電子自治体の推進▼構造改革特区・地域再生計画制度の活用▼市場

行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織として

第3期定員適正化計画

定員管理のこれまで

歳出予算の約4分の1を占める市職員の人件費、毎年経常的に支出が行われる職員人件費の削減なしには財政構造の改革は考えられません。市では、人件費削減の手法

自主性・自立性の高い財政運営の確保として

歳入歳出バランスによる財政の健全化▼補助制度の整理▼公共工事のあり方の検討▼施策の重点化・事務事業の見直しなど

同計画の内容

今回は、第3次長期総合計画、後期基本計画の策定に併せ、新たに18年度からの5年間にわたる第3期定員適正化計画を策定しました。

今回は、第3次長期総合計画、後期基本計画の策定に併せ、新たに18年度からの5年間にわたる第3期定員適正化計画を策定しました。

今回は、第3次長期総合計画、後期基本計画の策定に併せ、新たに18年度からの5年間にわたる第3期定員適正化計画を策定しました。

図1 職員数と職員給与費の推移

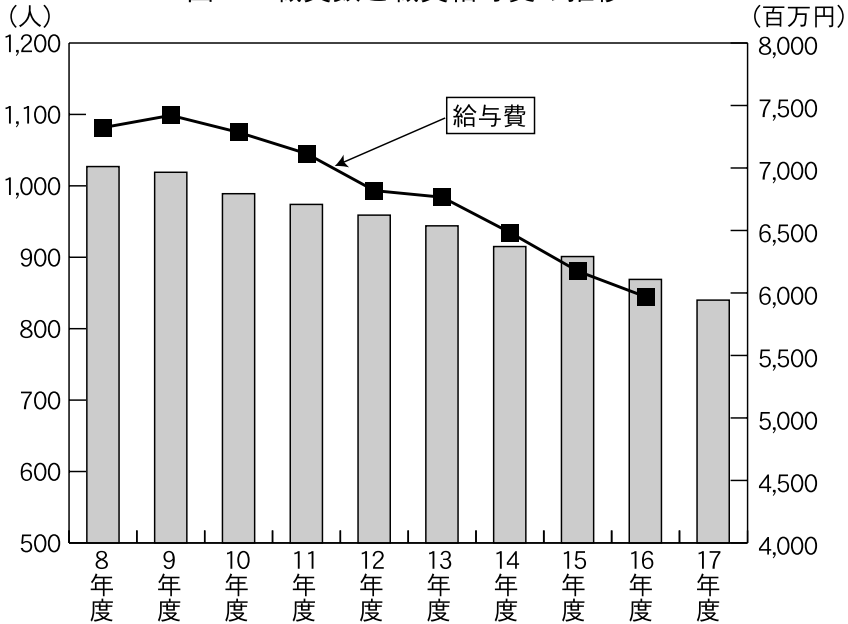


図2 職員一人当たり人口比較

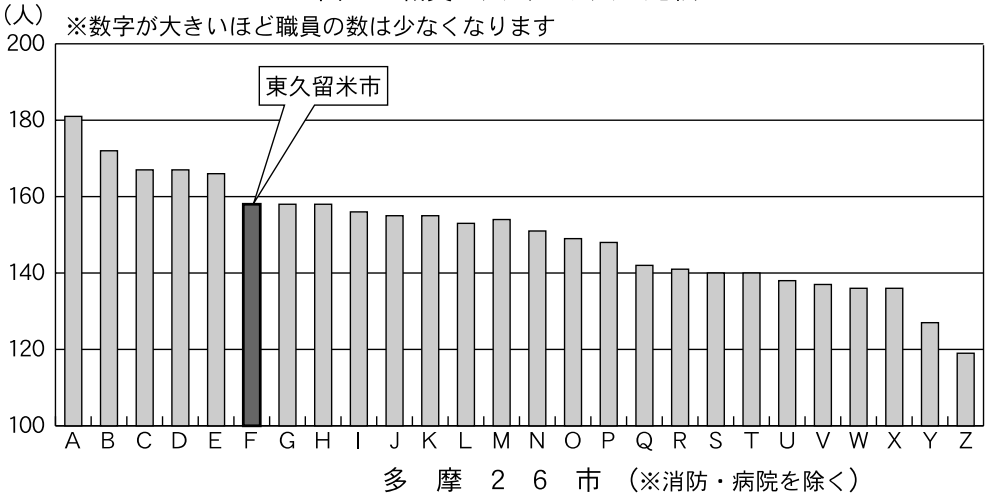


表1 定員適正化計画表

年度	17	18				19				20				21				22			
職員総数	総数	退職	採用	差引	総数	退職	採用	差引	総数	退職	採用	差引	総数	退職	採用	差引	総数	退職	採用	差引	総数
	840	36	24	12	828	25	17	8	820	55	26	29	791	45	16	29	762	40	11	29	733
事務系	401	20	15	5	396	13	10	3	393	35	22	13	380	26	11	15	365	26	5	21	344
一般技術系	199	9	1	8	191	3	1	2	189	8	0	8	181	12	2	10	171	4	0	4	167
医療技術系	33	2	6	4	37	1	0	1	36	3	0	3	33	1	0	1	32	2	0	2	30
技能労務系	90	3	0	3	87	7	0	7	80	3	0	3	77	2	0	2	75	5	0	5	70
消防吏員	117	2	2	0	117	1	6	5	122	6	4	2	120	4	3	1	119	3	6	3	122

行政運営プロセスの改善、嘱託・臨時職員等の多様な雇用形態の活用といった基本的従来型手法を継続推進していきます。

定年退職者が激増する事務系職員の補充は必要最小限に抑制し、そのほかの専門・業務系職は原則退職者不補充とします。

少数精鋭主義による職員の適正配置を実現するため、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、組織を活性化させる人事制度を確立します。

定員適正化の推進は、行財政改革を進める際の重要な柱の一つであることから、第三次行財政改革基本方針・行財政改革プランのもとに取り組みを進めていきます。

「必ず見直しを行なう」といった状況を、全庁的かつ5年間の実績を上

継続的に創出するため、計画削減方式(削減数割増方式)を導入します(別途策定)。

職員採用時の職種・業務を退職まで続けることを基本とした任用制度を見直し、今後の組織運営や職員の意欲高揚等に資することのできる制度の構築を図ります。

地方分権に伴う事務委譲や公務員制度改革などの環境変化も予想されることから、実績検証、計画の見直しは随時行なうていきます。

【人件費への効果予測】今後5年間の定員適正化への取り組みを行うことにより、過去5年間の実績を上

職員課メールアドレス shokuin@city.higashikurume.lg.jp